

二宮町中小企業金融対策資金預託要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、町内に事業所を有する中小企業の健全な育成振興を金融面から図ることを目的として、融資資金の預託並びに融資することについて、必要な事項を定めるものとする。

(預託先及び預託金額並びに融資総額)

第2条 預託先は、中南信用金庫、さがみ信用金庫及び横浜銀行（以下「預託取扱金融機関」という。）とする。

2 預託金及び融資総額は、予算に定める範囲内で預託取扱金融機関と協議のうえ定める。

(預託期間及び方法)

第3条 預託期間は、4月1日から3月31日までとするが、その日が金融機関の休日にあたる場合は年度内の最も近い平日とし、無利息型普通預金により預託する。

(金融機関に対する条件)

第4条 預託取扱金融機関は、融資資金の適用にあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 融資にあたっては、特に零細中小企業者を優先する。
- (2) 金融機関と取り引き関係のないものに対しても、融資する。
- (3) 融資資金の返済期日が経過しても、返済が完了しないものには、再度融資を行わない。
- (4) 歩積両建預金の拘束を行わない。
- (5) 毎月融資及び返済の状況を翌月7日までに町長に報告すること（第1号様式）

(預託金の返済)

第5条 預託金の返済については、預託取扱金融機関が最終責を有する。

(融資の原則及び方法)

第6条 預託取扱金融機関は、町長の依頼がなければこの要綱に基づく資金の融資をすることができない。

融資の方法は、預託取扱金融機関の方法によるものとし、かつ神奈川県信用保証協会に信用保証を委託するものとする。

(融資資金の種類)

第7条 融資資金は振興資金とし、「運転」、「設備」及び「運転設備併用」資金とする。

(融資の対象)

第8条 融資の対象は、町内において原則として1年以上継続し、同一事業を営み、かつその事業所を有し現に営業し、町税及び国民健康保険税を完納している者とする。

2 融資を受けようとする者は、中小企業団体組織に関する法律（第5条）に定められたものをいい、当該企業の発行株式の総数又は出資の総額の2分の1を超えた出資が中小企業以外の事業者から出資が行われていない事業とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、融資の対象からこれを除くものとする。

(1) 金融機関から取り引き停止処分を受けているもの。

(2) 神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行った代位弁済に対する

債務の履行を終わらないもの。

(3) 返済能力がないと認められるもの。

(融資の限度及び利率並びに融資期間及び返済方法)

第9条 融資の限度及び利率並びに期間及び返済方法は、次の表のとおりとする。ただし、融資額が貸付限度額に満たない場合でも、再度の融資は行わない。

	資金面	貸付限度額	貸付利率	据置期間	貸付期間 (返済方法)
振 興 資 金	運転・ 設備・ 運転設備 併用	1,000万円以内	年利1.8%	6ヶ月	84ヶ月（7ヶ 年） 以内分割

(融資の申し込み)

第10条 資金の融資を受けようとするものは、二宮町中小企業金融対策資金融資申込書（第2号様式）を二宮町商工会又は預託取扱金融機関を經由し、町長に提出しなければならない。

(融資の依頼)

第11条 町長は、前条の申込書を受理した場合には、その内容を調査のうえ適当と認めるものについては、預託取扱金融機関に対して、二宮町中小企業金融対策資金融資依頼書（第3号様式）により融資を依頼するものとする。

(融 資)

第12条 預託取扱金融機関は、前条の依頼書を受理したときは、調査のうえ、すみや

かに融資するものとする。

(融資依頼の拒絶)

第13条 預託取扱金融機関は、前条の規定による融資の依頼を拒絶するときは、別に定める融資拒絶書により町長に報告しなければならない。

(融資の繰り上げ償還)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二宮町商工会及び預託取扱金融機関と協議のうえ、繰り上げ償還を決定することができるものとする。

- (1) 第8条第3項各号に該当するに至ったとき。
- (2) 融資資金を融資目的以外に使用したとき。
- (3) 融資を受けた後、当該事業を変更したとき又は廃止したとき。
- (4) 融資について虚偽の申告があったとき。
- (5) 不正の手段により融資を受けたとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により繰り上げ償還の決定を行ったときは、その旨を預託取扱金融機関へ通知するものとする。

3 預託取扱金融機関は前項の通知を受けたときは、繰り上げ償還について必要な措置をとるものとする。

(協 議)

第15条 この要綱に定めるもののほか、市中金融状況の変化並びに社会的諸条件の大幅な変動等があった場合は、預託金及び融資等についての諸条件の変更はもとより、必要な事項をその都度預託取扱金融機関並びに保証協会と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。